

令和8年度 課の運営方針書

環境生活部 生活安全課

1 課の運営方針

【課の使命】

- ・安心安全に生活できる地域社会の実現に向けて、市民・関係機関・行政が連携し、交通安全の推進、犯罪の防止等に取り組みます。
- ・市民の日常生活上の様々な相談や市に対する要望・苦情等に適切に対応するとともに、消費生活等に係るトラブルを未然に防止するため、相談体制の強化や啓発に努めます。

【課の目標】 令和8年度に重点的に取り組む事項・概要

- ① 「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車等の適正利用及び放置防止を推進することにより、円滑な交通と防災活動の確保及びまちの景観等の向上を図り、安全で快適な市民生活の実現に寄与します。
- ② 「交通教育センター」を交通安全教育の拠点施設として、子どもは勿論、高齢者や外国人に対する交通安全教育の充実や交通安全に関する知識の普及や技術の向上等を推進し、機能強化を図ります。
- ③ 相談体制の強化と消費者教育の充実を図り、各世代に対応した消費者被害の防止に努めます。
- ④ 「犯罪被害者等支援条例」及び「犯罪被害者等支援計画」に基づいた支援を進めるとともに、今後も犯罪被害者やその家族が一日も早く平穏な生活を取り戻せるよう、地域社会で被害者等を支えるまちづくりを進めます。
- ⑤ 依然としてうそ電話やロマンスなど多種多様な詐欺被害が後を絶ちません。警察署を始めとする関係機関との連携をより一層強化し、課一丸となって詐欺被害の未然防止に向けて取り組みます。

【行政経営への取組】

交通安全推進及び消費者被害の未然防止に係るPRIに、デジタルサイネージやSNS等を利用することで紙媒体を使用せず、経費の節減を図ります。また、しゅうなんメールやホームページ、文字放送等の積極的な活用により、迅速で効果的な周知啓発・情報提供を引き続き行います。

2 担当(係)の使命(果たす役割)

(生活安全担当) 安心安全に生活できる地域社会の実現に向けて、市民・関係機関・行政が連携し、交通安全の推進、犯罪の防止等に取り組みます。
(市民相談・消費生活センター担当) 市民の日常生活上の悩みや不安の解消について、相談窓口の紹介等、適切に対応するとともに、消費生活等に係るトラブルの未然防止のため、相談体制の強化や啓発に努めます。また、「犯罪被害者等支援総合的相談窓口」を通じて、関係部署や関係団体と連携・協力し、犯罪被害者等に寄り添った支援を行います。

3 課の経営資源

(1) 課の体制

職員数	15.17 人	うち	正職員	6 人	・	会計年度任用職員	9.17 人	人件費	正職員	45,018 千円	会計年度任用職員	25,117 千円
-----	---------	----	-----	-----	---	----------	--------	-----	-----	-----------	----------	-----------

※R6職員平均給与(7,503 千円)ベース

※予算計上額

(2) 事業規模

歳入予算額	7,872 千円	歳出予算額	46,855 千円	(正職員人件費を除く)	担当予算事業数	9 事業
-------	----------	-------	-----------	-------------	---------	------

4 課の中期目標（優先順） 第3次周南市まちづくり総合計画・前期基本計画に掲げられた基本施策を実現するための推進施策

推進施策別 優先順位	推進施策	令和11年度までに実現したい成果
1	6 環境共生・人権 3 市民生活の安全性の向上 1 防犯運動・交通安全運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「周南市交通事故0の日」の街頭立哨や各種交通安全キャンペーンを実施することにより、市民の交通安全に対する意識の向上に取り組みます。 ・自転車使用におけるヘルメットの着用と保険の加入促進に継続して取り組みます。 ・交通教育センターの模擬交通安全施設を使用した交通安全教室や巡回交通安全教室の実施及び自転車運転の個人練習により、市民の交通安全に関する知識の普及や技術の向上に取り組みます。 ・防犯パトロール等の充実を図り、警察や防犯組織等の関係機関と連携した防犯活動を展開します。 〈第3次まちづくり総合計画に掲げる最終目標値〉市内で発生した交通事故発生件数 200件
2	6 環境共生・人権 3 市民生活の安全性の向上 2 安全安心な暮らしの実現	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等支援に関する相談を総合的に行い、県、警察及び山口犯罪被害者支援センター等と連携して支援を行います。 ・消費者被害を未然に防ぐために、関係機関と連携した啓発活動や見守り活動の実施、最新のトラブル情報の発信などの啓発を行うとともに、消費生活相談体制の維持・強化を行います。